

◎入札参加資格停止処分取消等請求事件等に係る  
高裁判決結果等について

- 1 県民文化会館大規模改修工事設計に係る訴訟案件については、一審の松山地方裁判所での敗訴に続き、先般の高松高等裁判所の判決でも控訴棄却となった。
- 2 完了検査の際に受託業者への確認を怠るなど、県側にも落ち度があったことは間違いないが、一審判決における「LED照明が点灯しなかったこと等の原因は、県にあり、電気設備工事を含めた設計業務のプロであるはずの受託業者には瑕疵がない」との判断には承服しかねるため、控訴していた。  
高裁でも県の主張が認められなかったことは大変残念であるが、受託業者が作成した設計図面ではLED照明が点灯しなかったことの原因がどちらにあるのかの事実認定の争いであり、憲法違反等の上告理由がないため、これが司法による最終判断として真摯に受け止め、高裁判決を受け入れることとしたい。
- 3 なお、本県では、かねてより公共工事の入札・契約の適正化に全力で取り組んでおり、今回の事案発生後も業務の更なる透明性の確保を図るため、工事入札事務の執行体制の見直しのほか、入札・契約制度の抜本的な改革に取り組んできたところ。
- 4 今後とも、公共工事に対する県民の信頼が揺らぐことがないように、適切な業務執行の徹底と入札・契約制度の適正な運用に努めたい。

○事案の概要

県民文化会館大規模改修工事の入札において、照明が正常に作動しない設計漏れ等が判明し、入札が中止、再入札となった。

この原因について、県は、設計業務を受託した(株)内藤建築事務所の瑕疵と判断し、同社に入札参加資格停止措置と損害賠償請求を行ったところ、係争に発展したもの。

○これまでの経緯

- |        |  |
|--------|--|
| 令和元年6月 | <u>入札参加資格停止措置</u> 《12か月間》              |
| 同年10月  | <u>県から損害賠償請求</u> （再入札に伴う消費税率引上げ分975万円） |
| 同年10月  | <u>原告が県を提訴</u> （2,000万円）               |
| 令和2年1月 | <u>県から損害賠償請求の反訴</u> （975万円）            |
| 同年5月   | <u>原告が未払監理報酬について提訴</u> （42万円）          |
| 令和5年1月 | <u>松山地裁 判決言渡し【県が敗訴】</u>                |
| 同年2月   | <u>県が控訴</u>                            |
| 同年8月   | <u>高松高裁 判決言渡し【県が敗訴】</u>                |

<高裁判決の概略>

- 県による入札参加資格停止措置は違法
- 県は(株)内藤建築事務所に342万円を支払え

【担当】 土木管理課

岡本（内線 4253）

TEL 089-912-2640